

事 務 連 絡

平成25年2月8日

都道府県専修学校主管課

都道府県教育委員会専修学校主管課

厚生労働省医政局国立病院課

厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課 御中

生涯学習政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室

単位制・通信制の導入に係る省令等の改正に対する主な質問とその回答について

平成24年4月より学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令が施行され、専修学校における単位制学科・通信制学科の設置が可能となりました。

施行からこれまでの間、各都道府県主管課・学校等から寄せられた主な質問につきまして、回答を別紙のとおりまとめましたので、情報提供させていただきます。

なお、今後も情報提供を図るべき内容があった場合は、同様の形式にて送付させていただきます。

【本件問合せ先】

文部科学省生涯学習政策局

生涯学習推進課専修学校教育振興室

専修学校第一係（菅谷・一岡・唐津）

電話：03-6734-2939（直通）

FAX： 03-6734-3715

単位制・通信制の導入に係る主な質問に対する回答

【単位制関係】

○学校教育法

<第百三十一条関係>

問 単位制を設ける場合、認可事項、届出事項のどちらが必要ですか。

(答) 単位制による学科の設置については、昼間学科及び夜間等学科の設置と同じく学則変更にかかる所轄庁に対する事前の届出が必要となります。

○学校教育法施行規則

<第百八十三条の二関係>

問 同一学科内で、学年制と単位制の併用は可能ですか。

(答) 学年による教育課程の区分を設けず単位認定により生徒の学修評価を行うためには、単位制による学科の設置が必要であり、同一学科内で学年ごとに課程の修了の認定を行う学年制と併用して行うことはできません。

問 学年制の学科から年度の途中及び年度の移行時に単位制学科に移行することは可能ですか。

(答) 従来の学年制の学科においては、生徒の平素の成績を評価して、当該学年の課程の修了を認定するものとしており、単位修得により学習の成果を把握する単位制とは学習成果の評価方法等が異なることから、生徒が在籍するまま年度の途中や年度の移行時に単位制学科に移行することは望ましくありません。

○専修学校設置基準

<第二十条関係>

問 単位制による学科のうち昼間学科であるものの1年間の授業時数は、800単位時間以上(※)であり、かつ、年間単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとするとしてありますが、具体的にはどれだけ授業を開設すればいいですか。

(※) 夜間等学科においては450単位時間以上

(答) 「1年間の授業時数は800単位時間以上」とは、単位制による学科においても学年制による学科と同様の水準を維持するため、生徒が学ぶべき時間として専修学校が開設しなければならない教育活動の総量を定めているものです。この基準に加え、単位制による学科においては生徒が修得すべき単位数を満たす授業時数が必要です。

<第二十一条関係>

問 単位制学科を置く専修学校は「多様な授業科目の開設、複数の時間帯又は特定の時期における授業の実施その他の措置を講ずるよう努める」とありますが、具体的にはどのような措置を想定していますか。

(答) 1の授業科目であっても複数の時間帯での授業の実施などを想定しています。

<第二十三条関係>

問 各授業科目の単位数の定め方として、1.5単位等の小数点は認められるのでしょうか。

(答) 高等課程・一般課程においては35単位時間の授業をもって1単位、専門課程においては45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて時間外の学修等を考慮して、(※)の基準で計算して1単位とすることとしており、1.5単位等の定めをおくことは出来ません。

(※) 講義・演習：15～30時間、実験・実習・実技：30～45時間 等

<第二十四条関係>

問 授業科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならないとありますが、単位数の上限の基準についてどのように判断すべきですか。

(答) 単位制においては、生徒が一定期間に集中的に授業科目を履修し総単位数の大部分を短期間で修得することも制度的には可能となっております。しかしながら、過度な履修科目の登録が行われた場合、1の授業科目に費やす学修時間が十分に確保出来ないおそれがあります。特に専門課程における1単位当たりの授業科目は、授業時間外における予習復習等の学修を合わせて45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とするため、1年間又は1学期において過剰な履修科目の登録が行われた場合は、1単位当たり45時間に相当する学修量を担保することができなくなるおそれがあるので、専修学校において生徒が自ら行う学修も含めた学習量を担保出来る範囲で設定する必要があります。

<第二十五条関係>

問 単位制の学科を置く専修学校は、職業等を有する生徒等が、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する場合に長期にわたる計画的な履修を認めることが可能とありますが、具体的にはどのような場合に認めることが可能ですか。また、その期間は何年まで認めることが可能でしょうか。

(答) 長期にわたる教育課程の履修については、学校におけるフルタイムの学修が難しい社会人等のような職業等を有する生徒等が入学時に計画的な履修を希望した際や、入学後であっても、各学校において特段の事情が認められると判断される場合には、予め計画的に学生の希望を把握した上で長期履修を認めることができます。また、期間について

は、課程・分野等により教育効果が担保出来る年数は変わってくるため、一律の定めは
おいておりませんが、専修学校において教育効果が確保出来る範囲内で定めていただく
必要があります。

<第二十七条関係>

問 仮に修業年限3年の単位制による学科に在籍する生徒が、2年で修了に必要な単
位を修得した場合、早期卒業を認めることはできるでしょうか。

(答) 過剰な履修科目の登録等が行われないよう、全課程の修了を認めるにあつては、
修業年限以上在籍することを求めており、早期卒業を認めることはできません。

【通信制関係】

○学校教育法

<第百三十条関係>

問 通信制学科を設ける場合、認可事項、届出事項のどちらになりますか。

(答) 通信制の学科の設置については、専修学校の「目的の変更」を要することから、
学校教育法第130条に基づく目的の変更の所轄庁の認可が必要となります。

問 学校教育法第130条に基づく「目的の変更」を行った場合、学校法人としての目
的変更も必要ですか。

(答) 専修学校としての教育の目的に通信制による教育を行うための根拠があればよい
ため、必ずしも学校法人の寄付行為上の目的の変更を求めるものではありません。

○学校教育法施行規則関係

<第百八十七条関係>

問 通信教育を行う区域とはどのような区域ですか。

(答) 通信制の学科において生徒募集を行う区域を指します。専修学校設置基準第33条
においては、面接指導を行うための施設（サテライト施設）の設置を本校の所在す
る都道府県内に限定しておりますが、生徒募集を行う区域については必ずしも都道
府県内に限られるものではありません。

※ただし、年間120時間以上の対面の授業は必須であり、本校及び都道府県内に設置
されるサテライト施設において対面授業を実施する必要があることから、専修学校
において対面授業の実施が可能な範囲内に設定するようにご指導ください。

<第百八十七条第二項第二号関係>

問 「面接による指導の実施に係る体制に関する事項」とは、どのようなものを想定
していますか。

(答) 通信教育を行うための教員組織や、サテライト施設等を想定しています。

○専修学校設置基準関係

<第五条関係>

問 「通信による教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野について、置くことができる」としていますが、具体的にはどのような分野が該当しますか。

(答) 専修学校はその柔軟な制度を活かし、社会のニーズに応じて新たな学科の設置等を弾力的に行っていることから、通信による教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野については、個々の専修学校の目的や分野の特性を踏まえ、適切にご判断いただくようお願いいたします。

問 既存の通学制の学科がない専攻分野において、通学制の学科と通信制の学科を同時に設置することは可能ですか。

(答) 所轄庁が認める場合は、新たに設置される通学制学科を前提として、通信制学科の設置を同時に認めることが可能です。

<第六条関係>

問 同時に授業を行う生徒数(クラス定員)は40人以下とされていますが、通信制による場合も、クラス定員は同様に考えるのでしょうか。

(答) 対面授業を行う場合のクラス定員の考え方は本条に基づき40人以下となります。ただし、教育上支障のない場合はこの限りではありません。

<第二十九条関係>

問 対面授業を同令第十条の定めにより他の専修学校の対面授業で代替することは可能ですか。

(答) 専修学校の通信制学科における対面授業は、当該専修学校の行う印刷教材等による授業の補完等をするために行うものであり、専修学校における印刷教材等による授業は多種多様であることから、他の専修学校の対面授業で代替することは望ましくありません。

<第三十一条関係>

問 対面授業を特定の時期に集中させて行うことは可能ですか。

(答) 専修学校の通信制学科における対面授業は、印刷教材等による授業の補完とともに、生徒の学習進度の把握等を行うことも目的としており、対面授業をある特定の期間に集中して行うことは望ましくありません。

<第三十三条関係>

問 主たる校地から遠く隔たった場所に面接による指導を行うための施設（サテライト施設）については、どのような要件を備える必要がありますか。

(答) サテライト施設については、校舎に該当することから、専修学校設置基準等における要件を満たしている必要があります。

なお、都道府県の条例において校地・校舎の要件を専修学校設置基準よりも厳しく規定している場合、サテライト施設のみ要件を緩和して規定を定める等の措置をとることは差し支えありません。

問 サテライト施設は専修学校の自己所有でなければならぬでしょうか。

(答) 専修学校設置基準では、平成16年の生涯学習政策局長通知（16文科生第197号）においても示しているとおり、校地及び校舎について自己所有要件を満たすことが困難な場合で、借地権または賃借権の設定登記や借用契約などにより長期間にわたり使用できる保障がある場合など、認可権者において学校経営の安定性、継続性が担保できると認めるときは、自己所有を求める必要がないこととしております。サテライト施設は校舎に該当するため、校地・校舎について条例で別の定めを置いていない限りは、必ずしも自己所有を求めるものではありません。

問 サテライト施設における教育を他の学校に委託することは可能ですか。

(答) サテライト施設における教育は当該専修学校における教育にあたるため、他の学校等に委託して行うことはできません。

高等学校においては、学習指導要領により共通の教育内容が定められており、他の高等学校においても一定水準の高等学校教育を受けることが可能となっているため、他校であっても同等の教育を受けることが出来る「協力校制度」が認められておりますが、専修学校においては教育内容の定めがなく、学校ごとに行われる教育内容が異なるものであることから、通信による教育を行う際には当該専修学校が自ら教育施設を設け、面接による指導を行う必要があります。

問 サテライト施設ではどのような教育活動が行えますか。

(答) 専修学校設置基準第29条に規定する対面授業の他、添削授業や教育相談等を行うことができます。

<第四十八条関係>

問 通信制学科を設置する専修学校は添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとするがありますが、具体的には新たに添削室等を確保すべきということでしょうか。

(答) 「添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設」については、通信教育を行う上での機能を通学制の校舎の中で確保出来ていれば足りるので、必ずしも新たに添削質等を備えなければならないものではありません。

問 「地域の実態その他により、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合」とはどのような場合を想定していますか。

(答) 例えば、通信制の学科の生徒が登校する日が、予め土日や通学制の生徒の夏期・冬期休業日に設定されている等のケースを想定しております。

<第五十一条関係>

問 「専修学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。」とありますが、対面授業についても他の学校等の施設で行うことはできますか。

(答) 所轄庁において、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、対面授業についても他の学校等の施設で行うことができます。ただし、第三十三条においてサテライト施設の設置を本校の所在する都道府県内に限っている趣旨が失われないようご注意ください。

【その他】

問 専修学校設置基準第9条において、専修学校の授業における一単位時間は、五十分とすることを標準とするとありますが、45分授業を行うことはできますか。

(答) これまでも通知（昭和51年文部次官通達）で示してきたように、教育上支障がない場合には45分でも差し支えありません。